

電気通信大学保育施設保護者連絡会細則

平成24年 3月27日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学保育施設規程第15条に基づき、電気通信大学保育施設保護者連絡会（以下「連絡会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連絡会は、電気通信大学保育施設に入所する者の保護者（以下、「保護者」という。）と保育施設の関係者が相互に協力し、入所者の福祉の増進と保育施設の充実発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保護者
- (2) 保育施設の運営に従事する者
- (3) 電気通信大学保育施設運営委員会委員から委員長が指名する者

(議長)

第4条 連絡会に議長を置く。

- 2 議長は、前条第3号の者のうちから、電気通信大学保育施設運営委員会委員長が指名する。
- 3 議長は、連絡会を開催し、議事を掌理する。
- 4 議長に事故あるときは、議長が指名した会員がその職務を代行する。

(連絡会の開催)

第6条 連絡会は、会員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 前項の出席は、委任状の提出をもって行うことができる。

(会員以外の者の出席)

第7条 連絡会が必要と認めたときは、会員以外の者を連絡会に出席させることができる。

(連絡会の事務)

第8条 連絡会に関する事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。